

令和4年度

監査報告書Ⅲ

(定期監査・後期)

飯田市監査委員

4飯監第29号の8
令和5年2月9日

飯田市長	佐藤健様
飯田市議会議長	井坪隆様
飯田市教育長	熊谷邦千加様
飯田市農業委員会会長	高田清人様
飯田市選挙管理委員会委員長	松澤道男様

飯田市監査委員 戸崎 博
飯田市監査委員 吉田 賢二
飯田市監査委員 原 和世

監査結果の報告について

飯田市監査基準並びに地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した令和4年度定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

なお、同条第14項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象及び期日

1 予備監査（現金及び物品等検査）

（1）総務部

監査期日	監査対象	実施場所
10月17日	総務文書課、人事課、財政課、税務課、納税課	現地

（2）企画部

監査期日	監査対象	実施場所
10月18日	企画課、大学誘致連携推進室、デジタル推進課、広報ブランド推進課、秘書課	現地

（3）市民協働環境部

監査期日	監査対象	実施場所
10月14日	市民課（市民証明コーナーを含む）、環境課（最終処分場、飯田市斎苑を含む）	現地

（4）危機管理部

監査期日	監査対象	実施場所
10月18日	危機管理課（鼎防災備蓄倉庫、飯田市消防団第15分団詰所を含む）	現地

（5）会計管理者

監査期日	監査対象	実施場所
10月19日	会計課	現地

（6）教育委員会

監査期日	監査対象	実施場所
10月11日	松尾小学校、下久堅小学校、龍江小学校、緑ヶ丘中学校、竜峡共同調理場	現地
10月12日	追手町小学校、浜井場小学校、飯田東中学校、飯田西中学校	現地
10月13日	上村小学校、和田小学校、遠山中学校、南信濃給食センター	現地
10月19日	座光寺小学校	現地

（7）市議会・その他委員会

監査期日	監査対象	実施場所
10月19日	議会事務局、選挙管理委員会事務局	現地

2 面接監査（監査日順）

監査期日	監査対象（特別会計は、所管部課等の監査対象に含む）	実施場所
10月25日	【議会事務局】 【健康福祉部】福祉課、子育て支援課、長寿支援課、保健課 【教育委員会】浜井場小学校	監査室 現地
10月27日	【教育委員会】追手町小学校、座光寺小学校、飯田東中学校、飯田西中学校	現地
10月28日	【教育委員会】上村小学校	現地
10月31日	【教育委員会】下久堅小学校、龍江小学校、緑ヶ丘中学校、竜峡共同調理場	現地
11月2日	【教育委員会】学校教育課、生涯学習・スポーツ課、文化財保護活用課、歴史研究所、公民館、文化会館、中央図書館、美術博物館	監査室
11月4日	【総務部】総務文書課、人事課、財政課、税務課、納税課 【建設部】建設総務課、地域計画課、土木課、維持管理課、国県関連事業課 【監査委員事務局】	監査室
11月8日	【産業経済部】産業振興課、農業課、林務課（財産区を含む）、商業観光課、遠山郷観光振興室、工業課 【農業委員会事務局】 【選挙管理委員会事務局】	監査室
11月10日	【リニア推進部】リニア推進課、リニア整備課、リニア用地課 【上下水道局】経営管理課、水道課、下水道課、下水浄化センター 【企画部】企画課、大学誘致連携推進室、デジタル推進課、広報ブランド推進課、秘書課 【危機管理部】危機管理課	監査室
11月15日	【市民協働環境部】地域自治振興課、結いターン移住定住推進課、共生・協働推進課、市民課、環境課、ゼロカーボンシティ推進課 【市立病院】地域医療連携課、経営企画課、庶務課、医事課、介護老人保健施設	監査室

3 書類監査

監査対象
【教育委員会】 丸山小学校、松尾小学校、上久堅小学校、千代小学校、千栄小学校、竜丘小学校、川路小学校、三穂小学校、山本小学校、伊賀良小学校、鼎小学校、上郷小学校、和田小学校、竜東中学校、竜峡中学校、旭ヶ丘中学校、鼎中学校、高陵中学校、遠山中学校、丸山共同調理場、矢高共同調理場、上郷小学校給食室、高陵中学校給食室、南信濃給食センター

第3 監査の着眼点

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のみならず、事務事業の執行が経済性、効率性、有効性及び法令遵守等に則って適正に行われているかという、同条第2項の規定による行政監査の観点にも留意し実施した。

第4 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行等について、あらかじめ指定して提出を求めた予算の執行状況及びその他関係資料に基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取した。

また、現金の取扱い及び物品等の管理状況について予備監査を実施した。

第5 監査の期間

令和4年8月29日から令和5年2月9日まで

第6 監査の結果

予算の執行、現金の取扱い及び物品等の管理は、概ね適正に処理されていたことを認めたが、次のとおり改善又は改善の検討を要する事項があったので、内容を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられたい。

【監査結果の区分】

指摘事項	財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの
指導事項	是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの
検討要望事項	制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【監査結果件数】

部局等名	監査実施課等の数	令和4年度監査結果件数			過去の監査結果について措置の継続を求める件数		
		指摘事項	指導事項	検討要望事項	指摘事項	指導事項	検討要望事項
総務部	5	0	0	0	0	0	0
企画部	5	0	0	0	0	0	0
リニア推進部	3	0	0	1	0	0	0
市民協働環境部	6	0	1	1	0	0	4
健康福祉部	4	0	0	3	0	3	2
産業経済部	6	0	0	0	0	0	1
建設部	5	0	0	0	0	0	0
危機管理部	1	0	1	0	0	0	0
上下水道局	4	0	0	0	0	0	0
市立病院	5	0	0	0	0	0	0
会計管理者	1	0	0	0	0	0	0
教育委員会	8	1	4	5	0	1	7
議会事務局	1	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	1	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	1	0	1	0	0	0	0
監査委員事務局	1	0	0	0	0	0	0
計	57	1	7	10	0	4	14

【指摘事項】

(1) 教育委員会

① 学校教育課

学校の支出伝票について、支出命令日（以下「命令日」）から会計課に提出されるまでに時間を要していた事案があり、経過と現状を確認したところ、校内での会計事務処理が遅れ気味だったことに加え、事務職員が請求日に遡った日付で支出命令印（以下「命令印」）を押印し決裁を得ていた。飯田市事務処理規則第9条では支出命令は校長に補助執行させることになっているため、命令印を適正に管理するとともに、実際の命令日に即して適時伝票処理をするよう指導されたい。

【指導事項】

(1) 市民協働環境部

① 環境課

出先機関において職員の長期出張を原因とした支払い遅延が生じていたことを認めた。職員が長期に渡り不在となる場合は、職員の担当業務をよく確認し、応援体制や不在中の事務処理の引継ぎなどの処置を講じること。

(2) 危機管理部

① 危機管理課

飯田市駐車場事業特別会計において、令和2年度に行った代執行に要した経費（飯田市達3飯危第232号）について、令和3年度に収入未済額であったため、本来は令和4年度当初に調定を起票し引き続き債権管理を行うべきところ、当該処理がされていないことを認めた。速やかに事務処理を行い、引き続き債権回収に努められたい。

(3) 教育委員会

① 生涯学習・スポーツ課

業務委託契約締結後、支出負担行為決議がされていない事案を認めた。ここ数年にわたり支出負担行為決議漏れについては再三の再発防止を求めているところである。事務フローと課内のチェック体制の検証、並びに職員への周知を含め、再発防止に努めるよう再度求める。

② 公民館

地区公民館が行った修繕工事において、同一館内の違う箇所を同日に同一業者が施工していたが、必要な帳票類をそれぞれに分けて徴取、支出処理を行っていた。同時期同種の工事を依頼するのであれば、まとめて見積徴取並びに支出するのが適切であるため、今後は合理的な単位で発注すること。

③ 文化会館

業務委託契約締結後、支出負担行為決議がされていない事案を認めた。ここ数年にわたり支出負担行為決議漏れについては再三の再発防止を求めているところである。事務フローと館内のチェック体制の検証、並びに職員への周知を含め、再発防止に努めるよう再度求める。

④ 中央図書館

コピーサービス、カード再発行手数料の収入に関する事務処理について、月末に行うべき調定の起票が遅延していたことを認めた。現金取扱マニュアルに基づき、適正な時期に適正に処理をされたい。

(4) 農業委員会事務局

業務委託契約締結後、支出負担行為決議がされていない事案を認めた。ここ数年にわたり支出負担行為決議漏れについては再三の再発防止を求めているところである。事務フローと事務局内のチェック体制の検証、並びに職員への周知を含め、再発防止に努めるよう再度求める。

【検討要望事項】

(1) リニア推進部

① リニア推進課

乗り合いタクシーについては、移動困難者や免許返納者等の移動手段となっているなど、福祉政策としての性格も強いため、引き続き関係部署との協議を進め利用促進を図るとともに、地域交通全般について所管する部署のあり方を含めながら検討されたい。

(2) 市民協働環境部

① 地域自治振興課

地域自治組織の担い手確保に課題があることを認めた。地域自治組織の事業や組織体制の見直しによる役員等の負担軽減について、まちづくり委員会連絡会やセンター長会等の場で見出される事例も共有しながら、自治振興センターと連携し、地域の特性を考慮し、負担軽減について引き続き各地域の支援をされたい。

(3) 健康福祉部

① 福祉課

ア 重層的支援体制整備事業の推進について、庁内連携や研修会の開催など精力的に活動していることを認めた。一方で県内初の取り組みということもあり、各所調整が難しい様子も窺えたため、何をいつまでにどうするという具体的なビジョンを描きつつ、活動の指標を明確にして、他部署とも連携して体制強化の仕組みづくりをされたい。

イ 民生児童委員の改選にあたり、負担軽減に向けた見直しをすすめているが、現状ではその軽減策の具体的な内容が不明瞭である。民生児童委員の声や、他市の状況などを参考にし、また、社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会（以下「飯田市社協」）などとも協議しながら、目標とする見直し期限を定めた取組みとされたい。

② 長寿支援課

長寿支援課が管理する建物については、実際の利用実態に即した管理体制となるよう、過去の取得の経緯を踏まえて、他部署への移管も含めた今後の運営管理について検討されたい。

(4) 教育委員会

① 学校教育課

各種学力検査・適正検査の公費負担のあり方、特別支援教育支援員の配置、ICT教育における事務処理負担といった学校現場が抱える様々な課題や要望について、学校側と課題を共有し、課題解決に向けた取組みをされたい。

② 文化財保護活用課

秀水美人画美術館については、設立目的を踏まえ観覧者数の増加に向けた取組みを行うとともに、施設の今後の活用について維持管理コストや利用実態等を勘案し、美術博物館と協議をして検討されたい。

③ 歴史研究所

書籍の寄贈については、目的や寄贈先の決定方法などのルールと必要冊数を明確にされた。また、発行部数については前記に加え市民のニーズに見合った販売できる冊数とし、市の財産としての適正な管理をされたい。

④ 文化会館

飯田市新文化会館整備検討委員会を中心に検討が進められている新文化会館の建設は、多くの市民が注目する事業であるため、候補地の選定に関して、市とコンサルティング業者でどのようなやりとりがなされたのかについて、透明性を確保されたい。

⑤ 美術博物館

書籍の寄贈については、目的や寄贈先の決定方法などのルールと必要冊数を明確にされた。また、発行部数については前記に加え市民のニーズに見合った販売できる冊数とし、市の財産としての適正な管理をされたい。

第7 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第199条第14項の規定に基づくもの）

(1) 過去の監査結果について、措置を完了したと認めるもの

① 指摘事項

なし

② 指導事項

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
<p>令和3年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>業務委託契約締結後、速やかに支出負担行為決議がなされていない事案があることを認めた。支出負担行為決議漏れが発生しない仕組みを構築すること。</p>	<p>担当職員が支出負担行為の決議に関する手続きを失念することのないように、契約締結に関する起案書類を作成するデータファイル内に、契約締結後の支出負担行為の起票が必要なことを表示する。</p> <p>担当職員は業務委託契約に関する起案書類（業務委託何兼契約締結何等）内に、「契約締結に関する決裁後に支出負担行為何を起票すること」を付箋等で示した上で、決裁手続きを進める。</p> <p>担当職員は当該契約締結決裁後、起案書類に付された付箋等を確認することで、速やかに支出負担行為の決議に向けた手続きを進める。</p> <p style="text-align: right;">【企画課】</p> <p>年度当初から支出負担行為決議するものについては、一覧表を作成し、所属長が年度当初支出負担行為決議がされていることを確認している。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
令和3年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)		<p>補助金については、交付決定と支出負担行為決議を一体的に行うようにし、交付決定がされた後は、担当者は速やかに一覧表へ入力し、所属長は一覧表をもとに、速やかに支出負担行為決議がされていることを確認している。</p> <p>施設管理業務委託料（浄化槽の清掃業務）については、昨年度の指摘を踏まえ、1年間分をまとめて請求をもらうのではなく、その都度請求をもらうように改めた。</p> <p>担当者は一覧表に入力し、年度当初に年額を支出負担行為決議し、都度請求された後、速やかに分割払いで支出命令を行っている。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
	<p>飯田市民生児童委員協議会（積立）会計において、歳入歳出に関する帳票類が一部作成されていないことを認めた。歳入歳出については、会長決裁事項でもあり、また、委員の皆さんからお預かりしている現金であるため、適正な処理を行い、管理体制を整えること。</p>	<p>飯田市民生児童委員協議会（積立）会計の帳票類に関しては、本会計の必要性を民生児童委員協議会会長と協議し解約した。</p> <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>
	<p>飯田市保育園保護者会連合会（以下「保護者会」）会計について、現在、子育て支援課で会計事務を行っているが、保護者会会則では会計担当者が担うことになっているため遵守すること。</p>	<p>令和4年4月28日（木）に鼎公民館において開催された「飯田市保育園保護者会連合会第1回役員会」にて、旧会長より適切な会計事務の取扱いについて、きちんと新役員に引き継がれ、会則に沿った会計事務が行われている。</p> <p style="text-align: right;">【子育て支援課】</p>

③検討要望事項

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
<p>平成 30 年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>まちづくり委員会等、地域の役員体制について市民に無理が生じていないか、また、生じている場合は原因を十分に把握し、地域の特性を考慮したうえで見直しを検討されたい。</p>	<p>年 3 回開催されるまちづくり委員会連絡会で、各地区での取り組みやまちづくりの組織編制、役員の負担減などについて意見交換し、情報共有を図った。他地区の取組を参考にしつつ、地域の特性を考慮した見直しの検討が進むよう引き続き支援をしていく。コロナ禍において、それぞれの地区の創意工夫による事業実施に向けた動きについても、支援する。</p> <p>また、地区において「公共」の部分「みんなのことはみんなでやる」という理解を深めてもらい納得感を醸成することで負担「感」を軽減するように努める。</p> <p style="text-align: right;">【地域自治振興課】</p>
<p>令和 2 年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>各課がすべての事業において計画的に予算執行するよう、予算編成時等、年間を通じて意識の啓発を図られたい。</p>	<p>予算ヒアリングや査定結果を返すときに、必要に応じて財政係職員から担当課に対し計画的な事業実施、予算執行を行うよう伝達している。</p> <p>新たな取組としては、会計課と合同で研修会を開催し、その中でも計画的な事業実施、予算執行について説明した。(令和 4 年 7 月 29 日開催、令和 4 年 10 月 11 日開催)</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>
	<p>市の出先機関等に設置されているペレットストーブについて、効果的・効率的な使用方法の周知を図られたい。</p>	<p>令和元年度から、ペレットストーブの設置施設に対し、使用指針を文書にて周知している。本年度も、利用シーズンに合わせて周知するが、人事異動により初めてペレットストーブを使用することもあるため、基本的な使用方法の周知を、需要に応じて注力する。その上で、特に寒い時期のエアコンとの使い分け、暖房特性に合わせた効果的な使用方法、メンテナンス方法を案内し、使用方法を浸透させ、効果的な運用を図る。</p> <p style="text-align: right;">【ゼロカーボンシティ推進課】</p>
	<p>他部署と連携して、「飯田市版 ZEH 仕様」の普及啓発に取り組まされたい。</p>	<p>ZEH仕様を満たすエコハウスにおいて、実物に触れていただきながら、ZEHの普及啓発を図っている。さらに、飯田市 ZEH モデル推進協議会を構成する地域計画課、産業振興課、林務課と連携し、イベント等を通じた</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
令和2年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)		<p>市民への訴求とともに、講習会などによる現場実務者への啓発も合わせて実施していく。</p> <p style="text-align: center;">【ゼロカーボンシティ推進課】</p> <p>令和3年度より「飯田版 ZEH (リフォーム仕様)」について、庁内関係部署と連携し、関係機関と検討を進め、令和4年9月に仕様の策定を行った。新築とリフォームの統合版「飯田版 ZEH 仕様」パンフレットを作成し、ホームページへの掲載など、普及啓発に取り組んでいる。</p> <p style="text-align: right;">【地域計画課】</p>
	<p>「上村ふれあいセンター」や「ふれあいの郷」など、現在、建物の用途が高齢者福祉施設として使用されていない施設について、今後の管理のあり方を検討されたい。</p>	<p>「かさまつのさと」については学校教育課へ所管替えを行った。「麻績の里交流センター」、「ふれあいの郷松ぼっくり」については、移管先予定の教育委員会と手続き等について協議を継続している。「上村ふれあいセンター」、「ふれあいの郷」については、今後協議の予定である。</p> <p style="text-align: right;">【長寿支援課】</p>
	<p>工事が年度末に集中することがないように、年間を通して計画的な発注に努められたい。</p>	<p>工事台帳システムを活用し、施工課と施工時期、発注方法等の協議を行うとともに、四半期ごとの公共事業施工状況調査や 毎月の補助事業進捗 状況報告等に合わせて事業の進捗管理を行う等、計画的な発注に努めている。</p> <p style="text-align: right;">【建設総務課】</p>
	<p>飯田市ウェブサイトリンク切れのままのページが見受けられる。広報の主管課として、適切な管理に努められたい。</p>	<p>市ウェブサイトに掲載する情報に関して、主管課として掲載記事の確認を行うとともに、情報の修正等が的確に行われるよう、各課へ指示や修正依頼を行っている。また、情報を掲載している各課で自主的な管理を行うことができるよう、啓発に努めている。</p> <p style="text-align: right;">【広報ブランド推進課】</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
<p>令和2年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>職員有志による勉強会を継続するとともに、職員全体の財務意識の底上げ及び財務規則改正の課題に取り組まれたい。</p>	<p>現状では職員が集まって勉強会を開催することは難しいため、財政課と共同での研修会の実施や、必要な情報を発信していくことにより職員の財務意識の底上げを図っていきたい。財務規則の改正については、すべてを見直すことは困難であるため、改正が必要となった部分を財政課と相談し、改正していく。 【会計課】</p>
<p>令和3年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>指定管理者制度の運用については、過去の監査においても多くの課題が顕在化している。 今年度末までに行う「指定管理者制度に関するガイドライン」の見直しにあたっては、主管課と指定管理者の間でどのような連携を図るのがよいのか、指定管理制度の主管課としてどのような視点やタイミングで確認、助言・指導等をするのがよいのか具体的に提示し、実効性のあるものとなるよう検討されたい。</p>	<p>1 指定管理者制度の運用の課題・見直しのポイントを整理し、「指定管理者制度に関するガイドライン」を改訂した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設マネジメントの取組にあわせ、施設の必要性を検証する機会を設けること。 ・ 公の施設に指定管理者制度を導入すべきかどうか判断し、業務を明確化した上で制度を導入すること。 ・ 公の施設の利用・サービス向上のための目標管理を行うことを原則とすること。 ・ 適切な経費となるよう、指定管理料を設定すること。 ・ 適格な団体が指定できるよう、手続を適切に行うこと。 ・ 協定等に沿って適切に業務が行われているか、モニタリングすること。 <p>2 制度の運用の見直しについて、所管課を対象とする説明会を開催し、運用を徹底している。 管理状況評価表の公表、指定管理料の予算措置等の手続にあわせ、所管課が指定管理者へ適切な助言・指導等を行うことにより、指定管理者の安定した運営が維持できるよう、主管課として具体的な指示・協議を行いながら連携していく。 【財政課】</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
令和3年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	<p>ここ数年検討課題としてあがっている窓口業務の委託化については、これまでの検討内容、進捗状況、問題・課題、委託化のメリットについて、飯田市として現時点でのまとめ・検証を行ない、その結果に基づき今後の方向性を再度検討し、より良い市民サービスにつながるよう窓口業務を設ける課間で統一した目的や明確な判断時期を示されたい。</p>	<p>令和元年6月24日に最終改定された総務省の通知における「民間事業者の取扱いが可能な窓口業務の範囲」において、現在の税務課窓口で取り扱っている固定資産に関する証明発行は含まれていないことから、窓口業務の委託化には適さないとの結論に至っている。今後は、国の外部委託に関する方針が見直しされた際は通知に従って検討する。</p> <p style="text-align: right;">【税務課】</p>
	<p>飯田市に対するふるさと納税の寄附者・寄附額は近年増加してきている。内容をしっかり分析するとともに、ふるさと納税受付サイトの増設後は、改めて寄附者数や金額の検証、寄附者の傾向、返礼品の評価などについてアンケート等により検証し、寄附者数増加の改善の機会とされたい。</p>	<p>令和3年度の実績をもとに、人気のある返礼品、寄附しやすい価格帯、他市町村との寄附単価の比較、アンケートによる評価など、サイト業者からのアドバイスを受けて検証し、戦略を立て取り組んでいる。具体的には、飯田の強みである果物を使用した菓子類や、寄附単価を押し上げる高額返礼品の新規登録を目指し、商工会議所、金融機関、産業センターと連携して企業訪問や新規事業者向け説明会の実施による認知度向上に努めている。</p> <p>令和3年6月から楽天サイトを、今年6月からANAサイトを増設した。両サイトはふるさと納税全体から見れば寄附件数は12%程度と少ない状況であるが、寄附単価がさとふるサイトと比較すると高い傾向にあり、今後の高額返礼品の新規登録により寄附金額の増加が期待できる。</p> <p style="text-align: right;">【広報ブランド推進課】</p>
	<p>「焼肉のまち飯田」に関し、クラウドファンディングを活用したギネス世界記録への挑戦などブランド戦略の取組が活発になってきている。今後はブランドの質を上げ、リニア開通などの機会を上手に利用し、来飯する方へのPRな</p> <p style="text-align: center;">(次頁に続く)</p>	<p>令和2年に記念日登録され11月29日「飯田焼肉の日」、令和3年に飯田焼肉世界記録挑戦実行委員会が達成した「ギネス世界記録最も長い鉄板」の市民活動の流れを受け、人口1万人あたりの焼肉店数日本一の焼肉の街として、市外に向けた「飯田焼肉」ブランドのPR、市内への更なる意識醸成が重要と感じている。</p> <p style="text-align: center;">(次頁に続く)</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
<p>令和3年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>ど、飯田の焼肉文化が名実とも広がるよう市としても精力的に取り組まれない。</p>	<p>本年度は、11月を「飯田焼肉月間」と銘打ち、市民・団体・行政が協働して取り組んでいる。丘フェスでのギネス鉄板展示、飯田焼肉 SNS 投稿キャンペーン「焼肉と私」等のイベントのほか、焼肉店、精肉店、関連事業者の協力や協賛を受けて進めている。</p> <p>【広報ブランド推進課】</p>
	<p>乗合タクシーについては、利用が伸び悩んでいる現状が認められる。市民が求める利便性や利用しない、利用できない理由を検証し事業改善の機会とするとともに、その結果を二次交通の在り方の参考とされたい。また、乗合タクシーの良さを市民に積極的に周知されたい。</p>	<p>移動困難者や免許返納者などの住民の移動手段に関する課題解決に向けて、交通事業者と市の関係課(福祉課・長寿支援課・リニア推進課)で会議を設け、課題・問題を共有し、地域公共交通の在り方全般について協議を進めている。また、出前講座実施の際にアンケート調査を行い、利用の意向等について確認している。</p> <p>地域公共交通の利用促進や周知について、従来の紙媒体がメインの情報提供だけにとどまらない取り組みとして、市民バスや乗合タクシー等の停留所の位置情報や時刻表等のデジタルデータの整備、オープン化を進めている。</p> <p>【リニア推進課】</p>
	<p>当市への移住定住の促進にあたっては、マッチングシステムやSNS等の情報発信チャンネルを活用し、当市の魅力や多様なライフスタイルの価値の効果的な発信をすると共に、移住希望者への相談支援については、中長期戦略にある市民の方による「移住コンシェルジュ」導入の成果を上げるためにも、ムトスまちづくり推進課が進める20地区田舎へ還ろう戦略事業と協働し、市をあげて組織的にかつ継続的に移住者を受け入れられる体制を構築されたい。</p>	<p>移住定住の推進に向けて、移住希望者と地域をつなぐマッチングシステムを活用し、SNSや動画、ダイレクトメッセージによる、よりターゲットを絞った情報発信を充実させるとともに、各地区と連携して当市の自然環境や子育て環境、食文化、働き方、趣味等をテーマにしたオンライン移住セミナーを開催している。今年度から空き家対策係、遠山郷・中山間地域振興係を加え、移住コンシェルジュをはじめ、より一層地区及び関係機関等との連携を強めるとともに、相談者の多様な希望に応じた相談窓口体制の強化を図った。</p> <p>【結いターン移住定住推進課】</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
<p>令和3年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>過去の監査で指摘事項とした公園の遊具の安全管理については、定期的に措置が講じられていることを認めた。今後も、計画的な点検・パトロールを行い、常に安全が保たれるような管理体制を定着されたい。</p>	<p>公園の遊具の管理については、年3回の職員による日常点検と、年1回の専門業者による定期点検を実施する体制が確立し、常に安全が保たれる管理体制が定着した。</p> <p style="text-align: right;">【維持管理課】</p>
	<p>頻発する自然災害に備えて、自然災害防止対策事業として進めている道路や河川の危険箇所調査点検については、調査結果を速やかに開示し、防災対策が必要な道路、河川、水路は速やかに整備計画を立て安全確保に努められたい。</p>	<p>自然災害防止対策事業として進めている道路や河川の危険箇所については、5年ごとに見直しのための調査を実施し、飯田市地域防災計画へ反映している。また、それぞれの調査結果に基づき地域に情報を開示し、協議をする中で緊急度や利用度を鑑みながら、自然災害防止対策を進めている。</p> <p>河川危険箇所については、準用河川災害危険箇所調査が令和4年度に完了する予定であり、調査完了後に結果を踏まえ中長期の展望を持った長寿命化計画(河川改修計画)を令和5年度に策定する予定である。</p> <p>また、水路の整備計画については、受益面積5ha(中山間地域3ha)以上の水路について調査が完了し、令和4年度に調査した全施設の長寿命化計画策定を進めている。</p> <p>準用河川と水路の事業実施については策定した計画に基づき、地元地区に情報提供を行いながら優先度の高い順で対策を進める。計画策定後は、危険箇所の定期的な点検を実施するとともに、計画見直しのための調査を5年ごとに実施し、改善を行いながら安全確保に努める。</p> <p style="text-align: right;">【土木課】</p>
	<p>釣銭管理について、帳簿類による管理がなされていない部署があったため、貸出先の部署が適正に管理できるよう、マニュアルや統一的な帳票類を各課へ示されるとともに、主管課として、貸出した釣銭のチェック体制を整えられたい。</p>	<p>釣銭の適切な管理を徹底するために、釣銭管理マニュアル・釣銭管理簿の内容を点検し、見直しが必要と判断した部署に対して見直しを依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釣銭管理マニュアルの見直し 見直し依頼 30 部署 : 56 件 見直し実施 54 件 (見直し不要件数 2 件) ・釣銭管理簿の見直し 見直し依頼 24 部署 : 32 件 <p style="text-align: right;">【会計課】</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
令和3年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	<p>適正な釣銭の貸出しの観点から、釣銭借用の申請があった部署について、釣銭の必要性や過去の釣銭の利用状況を十分に検証したうえで金額、貸出期間を決定されたい。</p>	<p>これまでも年度更新に係る通知において釣銭の額を必要最小限度とすることを明示しているが、令和4年度の年度更新からは、前年度の使用状況を確認し、交付請求額の見直しを依頼した。</p> <p style="text-align: right;">【会計課】</p>
	<p>登下校中に児童・生徒が事故に巻き込まれる事例が全国で発生していることを鑑み、通学路について、速やかに安全対策が必要な個所を抽出し、必要な安全対策を講じるとともに、関係する団体や地域とともに、交通安全指導など事故を未然に防ぐ取組を強化されたい。</p>	<p>飯田市通学路安全検討委員会（以下「委員会」）にて、昨年度学校より報告された通学路上の危険個所に関する合同点検を実施し、危険箇所の要因や具体的な対策等について通学路安全対策アクションプログラムに整理した。以降、学校での交通安全指導（ソフト対策）や道路管理者による道路整備（ハード対策）等の安全対策を進めており、委員会にて対策状況を確認している。引き続き関係者と連携しながら、交通安全指導など事故の未然防止の取組や、道路の安全対策を確実に推進することで、児童生徒の通学時の安全を確保する。</p> <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>

(2) 過去の監査結果について、措置の継続を求めるもの

①指摘事項

なし

②指導事項

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
令和3年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)	<p>会計課から借用している釣銭について、令和3年度において、帳簿類による管理がなされていないことを認めた。</p> <p>現物と帳簿類の照合、複数人でのチェック、所属長による確認など、適正な管理をされたい。また、釣銭の借用については、釣銭の必要性や借用金額の検証をし、必要最低限の金額での管理をされたい。</p>	<p>保育料の滞納整理の際に使用する釣銭用として管理していたが、幼児教育・保育の無償化に伴う滞納案件の減少、児童手当からの充当制度の申出による大口滞納者の現金による収納事務がないこと、及び平成30年4月以降、釣銭運用の実行がないことから会計課に令和3年11月25日に返金した。</p> <p style="text-align: right;">【子育て支援課】</p>
	<p>いいだシニアクラブ連絡会会計において、令和3年度分の歳出歳入に関する帳票類が作成されていないことを認めた。事務処理ができなかった背景をよく検証し、適正な事務分担、複数人や所属長による管理・チェック体制を整えること。</p>	<p>令和3年10月14日の予備監査時の指摘を受け、直ちに担当係長から係職員全員に周知し、令和3年11月8日の定期監査（後期）に向け令和3年10月末を期限として、担当者へ帳票類の作成を指示した。以降の歳入歳出伝票及び出納簿については、都度、係長、課長が確認、決裁を行うことを再確認した。加えて、帳票作成漏れを防ぐため、シニアクラブ連絡会の会議又は行事等の起案が回付された際に、担当係長から担当者に対して歳入歳出の有無を把握し、一定期間を経過しても歳入歳出に関する帳票の起案が回付されない場合は、作成を指示することとした。また、担当者が異動する際の業務引継書について、課長、係長による確認を徹底する。</p> <p style="text-align: right;">【長寿支援課】</p>
	<p>学年費会計における立替え払いの精算については、教育委員会が各学校へ示した「5日以内の精算」が遵守されるよう徹底した指導体制を構築するとともに、現場での業務軽減策、会計事務の知識習得など、必要な措置についても随時改善、助言等を行うこと。</p>	<p>校長会、教頭会、事務職会等の機会を通じ、学年会計は原則請求書払いとすること、やむを得ず立替え払いが発生した際は5日以内の精算を遵守するよう継続的に指導している。</p> <p>また今年度、事務局と学校事務職員とで構成する「学校事務改善委員会」に同課題について検討する部会を新たに設置し、学校の現状や課題等を踏まえた現実的で効果的な対策について検討している。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
令和3年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)		今後部会での検討内容を整理し、全校で共有・実践することで、更なる徹底につなげていく。 【学校教育課】
令和3年度 監査報告書Ⅳ (行政監査)	地域福祉コーディネーター設置事業業務委託契約書第5条では、委託者は受託者から委託業務の完了の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならないとされているが、委託料の用途を含め委託の内容が適正であったかどうかの検査が十分に行われていないことを認めた。契約内容を遵守し、委託料が事業の目的どおりに支出されているか、事業が期待した成果をあげているか、十分な検査を行うこと。	委託料が目的どおり支出されているかどうかの検査を、担当係員が複数で飯田市社会福祉協議会に出向いて、支払いを証明できる帳票類を見せてもらう方法により確認することとし、飯田市社協に対して関係書類を見せてもらえるよう依頼をし、令和4年度からは半期ごとにこの確認をすることとした。指標について、あらかじめ市が示した目標値とし、それに対する進捗状況を書面で報告いただきながら確認する方法で行うこととし、令和4年度からは委託契約書に追加で盛り込む具体的な指標に対しての実績を確認する方法に改善し、十分なものになるよう努めている。 【福祉課】

③検討要望事項

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
令和3年度 監査報告書Ⅱ (財政援助団体等監査)	負担金等の交付決定において交付条件を付す際には、交付の目的や相手方の実情に鑑み、実態に即した適切な内容を付すよう留意されたい。	負担金等の交付決定において交付条件を、令和4年度から以下のとおりとする。 ア いいだ人形劇センター負担金の交付条件について (ア) 総合的に事業に関わっているが、負担金の主は管理費であるため、「事業を行うにあたり、適正な時期に広報すること」は削除する。 (イ) いいだ人形劇センターでは、NPO法人会計基準に基づいた会計処理をおこなっているため、実際に即した交付条件とする。 イ 公演事業・創造事業負担金の交付条件 人形劇センターでは、NPO法人会計基準に基づいた会計処理をおこなっているため、実際に即した交付条件とする。 【文化会館】

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
<p>令和3年度 監査報告書Ⅱ (財政援助団体等監査)</p>	<p>川本喜八郎人形美術館の利用料金の設定および減免規定については、基本協定書に基づき設置者と管理者の協議を踏まえ定めたものを明文化し、かつ双方で保管するよう検討されたい。</p>	<p>川本喜八郎人形美術館の利用料金の設定については、飯田市地域人形劇センター条例及び基本協定書に基づき、設置者と協議を行い令和3年11月中に明文化し、双方で保管する。また、利用料金の減免については、前記条例と協定書を令和3年10月25日に双方で再確認を行い、令和3年11月中に明文化する。</p> <p>【特定非営利法人 いいだ人形劇センター】</p>
	<p>川本喜八郎人形美術館の展示方法について、「人形劇のまち飯田」を構成する重要な一役として、人形劇文化の伝統や魅力を重んじつつ、これまでのやり方にとらわれない視点もとりいれ、情報発信や展示等のあり方を検討されたい。</p>	<p>季刊情報誌「Dogushi」をはじめ、広報いいだとチラシ等の紙媒体、HP、SNS等の電子媒体を引き続き有効活用して情報発信に努める。</p> <p>令和4年度から人形アニメーション（こま撮り）体験コーナーの設置、また、企画展では客層のターゲットを絞り、新たな年齢層の開拓を行う。また、周辺施設との連携、地区や学校への働きかけも行う。さらに、オンライン美術館（ストリートビュー）、AR・VRを活用した観覧など、新たな事業展開の可能性について、令和4年3月のいいだ人形劇センター理事会で提案し、検討を始める。</p> <p>【特定非営利法人 いいだ人形劇センター】</p>
	<p>「人形劇のまち飯田」を推進する主管課である文化会館は、人形劇とまちづくりを今後どのように発展させていくのか、ビジョンをこれまで以上に具体的に描き、いいだ人形劇センターとの連携をさらに深めるとともに、活動と振り返り、改善のPDCAを展開されたい。</p>	<p>「人形劇のまちづくりを推進する新たな仕組みに関する方針」を基本としつつ、「人形劇のまち飯田」運営協議会での意見交換の中から方向性を見出し、いいだ人形劇センターと連携して、具体的事業を実施する。また、日々の公演事業や創造事業等の取組について文化会館として、振り返りと課題の整理をし、外部視点の意味からも「人形劇のまち飯田」運営協議会において評価、改善について検討していく。</p> <p>【文化会館】</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
<p>令和3年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>ここ数年検討課題としてあがっている窓口業務の委託化については、これまでの検討内容、進捗状況、問題・課題、委託化のメリットについて、飯田市として現時点でのまとめ・検証を行ない、その結果に基づき今後の方向性を再度検討し、より良い市民サービスにつながるよう窓口業務を設ける課間で統一した目的や明確な判断時期を示されたい。</p>	<p>窓口業務の委託化を含めた効率的な業務運営については、先進地視察や実施状況調査などを行い、メリットとデメリットを整理し方向性を検討した。その中で委託化については、窓口業務を行う機会がなくなることから職員のスキル低下が生じ、市職員による検認や市民への対応に支障が生じること、また、当該窓口業務は正規職員から会計年度職員に置き換えてきた経過から、委託に要する経費が大きく人件費を上回るなどといったことから、導入のメリットは見出すことができないため令和3年度定期監査時点での委託化は考えていない。しかし、マイナンバーカードの普及促進を行うとともに、そのメリットを最大限に活かす取組や行政手続きのオンライン化等自治体DXの推進、総合案内との一体的な委託等による効率的な業務運営の必要性を踏まえ、令和6年度を目途に研究検討を続けていく。</p> <p style="text-align: right;">【市民課】</p>
	<p>ムトスぷらざにおける多文化共生社会推進の拠点づくりについては、交流の場から得た人とのつながり、多様な文化への関心を軸に、お互いがお互いを受け入れ、飯田市の新しい文化やビジネスの発展に寄与できるよう、主管課として、将来像と期待する効果を明確にした拠点づくりを構築されたい。</p>	<p>ムトスぷらざへの来訪者の中で、国際交流に興味のある市民から、積極的に地域の国際交流に参画したいとの相談を受け始めた。</p> <p>こうした市民を国際交流、多文化共生推進に必要な新たな人材として確保するため、飯田国際交流推進協会の活動への参画を促し、これまで国際交流や多文化共生を進めてきた市民とのネットワークづくりに着手した。</p> <p style="text-align: right;">【共生・協働推進課】</p>
	<p>柏原霊園の老朽化整備については、今後、少子化などの要因により、墓の所有や管理が難しくなるという社会情勢を受け、合葬式墳墓の設置を含め、市民ニーズに沿った整備を検討されたい。</p>	<p>柏原霊園の老朽化については、令和4年度当初予算に園内改修工事費を計上し、整備する計画となっている。令和2年度に西部霊園に合葬式墳墓を増設したところであり、使用状況を見ながら市民ニーズに合った整備を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【環境課】</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
<p>令和3年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>保有する自転車の老朽化が進む自転車市民共同利用システム事業、使い勝手が悪いとの声が多いペレットストーブ利用促進に関する事業、入場者が少ないのにもかかわらずコストがかかる「メガソーラーいいだ」展示施設の管理等に関する事業については、事業の目的をはっきりさせるとともに現状をよく把握し、維持管理に費やす労力などの費用対効果、環境保全効果のバランスを取りつつ、相対的に再度検証したうえで事業展開されたい。</p>	<p>自転車市民共同利用システムは、自転車の管理台数の最適化を進めた。需要が高い「一日レンタル」、「長期貸出」に集中させ、損耗が生じているものは廃止、また市役所の公用自転車として活用する所管替えも行き、管理台数を125台から65台に削減した。環境イベントによる自転車利用啓発活動は引き続き実施し、自動車からの移動手手段の転換を推進する。</p> <p>輸入に依存し、CO₂排出量も多い原油が高騰する中、当地域に豊富に賦存する木質バイオマスエネルギーを十分に使い、地域の省エネと脱炭素を進める必要がある。公共施設のペレットストーブを用いて、省エネと再エネ利用の意義、正しい使用法の啓発を引き続き推進する。さらに、ペレットボイラー、薪ストーブ・ボイラー、竹ストーブ・ボイラーなど、地域の木質バイオマス全体を最大限活用できる機器の購入補助も行き、政策意図を浸透させていく。</p> <p>メガソーラーいいだは、構築を進める地域マイクログリッドのコア電源施設として活用し、大規模蓄電池の併設も計画されている。現在の展示PR施設は、地域マイクログリッドシステムの案内や、川路地域ぐるみでの脱炭素化のPR施設としての位置付けをし、QRコードによる案内など設備を最小化し、運用コストを抑えてリニューアルを計画。事業進捗に合わせて進める。</p> <p style="text-align: right;">【ゼロカーボンシティ推進課】</p>
	<p>指定管理者制度導入にあたり、指定継続であっても指定管理者制度に関するガイドラインや基本協定書、年度協定書下「協定書等」を指定管理者側と年度当初に必ず確認したうえで事業を進めること。また、協定書等の内容が適正か、協定等どおりに管理運営がされているか、会計処理等</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	<p>監査結果を受け課内において、指定管理者制度による管理を行っている施設の管理においては、年度当初に基本協定書及び年度協定書の締結時に、ガイドライン及び協定書の内容を指定管理者と確認の上、事業を進めていくことを再度確認した。また、日々の業務の中で協定書どおり管理運営がされているか、協定書の内容が適正かなどについて現地確認を行うとともに、指定管理者への指導・助言を随時行う。</p> <p style="text-align: right;">【商業観光課】</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
<p style="text-align: center;">令和3年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)</p>	<p>事務的な管理は適正に行われているかなど、主管課として積極的に検証や確認を行い、随時指導・助言をされたい。</p>	
	<p>過去の監査でも課題としている、全調理場・調理室の、建物・調理器具等の設備的環境、衛生環境、労働環境、維持管理コストなどについてはあらゆる面から調査や検証を行い、今後の維持管理の方向性を速やかに示されたい。</p>	<p>全調理場・調理室について、今後の方向性の検討を前年度から進めてきたところであり、現在、いくつかの具体的なプランを立てて比較検討する作業を行っている。</p> <p>しかしながら、様々な要因が複雑に関連することから、それぞれのプランに一長一短あり、方針を固めるまでに至っていない。令和4年度中に教育委員会としての方針を固め、次の段階に進めていく。</p> <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>
	<p>特別支援教育支援員の配置については、人数が少なく対応に苦慮している現場の声も聞かれる。現場の状況等をよく検証し、必要に応じて配置基準見直しを検討されたい。配置基準を満たさない場合でも、それに代わる一時的な措置として支援ができる体制を検討されたい。</p>	<p>特別支援教育支援員の配置については、現場からのニーズに応えるため、ここ数年で毎年1名増員しながら対応している。また、学校訪問、特別支援教育支援員研修会、学校調査などから各校の状況を把握し、配置基準にもとづき各学校へ配置している。配置基準を満たさない場合や支援員の欠員ができた場合には、当該校と相談しながら対応を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>
	<p>小中学校のICT教育について、令和2年の本格始動から軌道に乗った様子や教職員の専門的な知識習得や技術の向上が窺えた。今後、児童生徒が学習用端末等を安全・安心に使用できるよう情報モラル教育を推進すると共に、指導する側の教職員の異動等があっても、一定の教育レベルが保たれるよう、サポート体制の改善をされたい。</p>	<p>飯田市ICT教育推進委員会で飯田市のICT活用の方向について検討し、専門機関と連携しながら、各校のICT中核教員を中心に学習用端末を有効に活用した学習活動を展開できるようにしている。これと同時に、児童生徒が安全・安心に学習用端末等を活用するための情報モラル教育については、情報モラル教育推進委員会で検討し、専門機関と連携しながら全小中学校で講演会を実施するなどしている。また、ネットトラブルに対して迅速に対応していくため、専門機関と連携を図り、ネットトラブル相談窓口を設置し、児童生徒、教職員、保護者からのインターネット利用やネットトラブル等に関する相談に適切に対応できる体制を取っている。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

監査報告	講評	前年度監査後の措置状況
令和3年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)		事務局内にICT担当の教育支援指導主事を配置し、教職員のサポート体制を強化した。 【学校教育課】
令和3年度 監査報告書Ⅳ (行政監査)	市が委託先に求める事業成果（地域における福祉活動の推進、関係機関と連携した包括的な支援、地域福祉活動団体との連携、ボランティア活動の推進）を明確にし、市が求める成果目標に沿って事業が推進されているか、期待する効果をあげているかという観点に基づく実績報告を求めPDCAサイクルを回すこと。	コーディネーター1人1人がどれだけの成果を果たして全体として期待する効果をあげているかどうかを評価して必要な改善をしていくことができるよう、事業成果の報告方法について飯田市社会福祉協議会と協議し、令和3年度分の実績から報告書で成果が分かるように改善を図っている。継続して指標と報告書の見直しを繰り返しながらPDCAサイクルを回すよう努めていく。 【福祉課】
	地域福祉コーディネーター設置事業については、地域福祉コーディネーターの業務が地域づくり、ボランティア育成、福祉教育、有償福祉サービス等と多岐にわたり複雑なため、現場のコーディネーターが自分たちで業務を構築しやすいように、主管課として期待する事項を明らかにすること。	コーディネーターが自分たちで業務の構築ができるよう、令和4年度の委託契約書に福祉課として期待する事項を明記し、双方で確認を行った。 【福祉課】

(3) 令和4年度 監査報告書Ⅲ (定期監査・後期)

*次年度の定期監査(後期)時に措置後の成果や状況の回答求める。

①指摘事項

指摘事項	措置状況
① 学校の支出伝票について、支出命令日(以下「命令日」)から会計課に提出されるまでに時間を要していた事案があり、経過と現状を確認したところ、校内での会計事務処理が遅れ気味だったことに加え、事務職員が請求日に遡った日付で支出命令印(以下「命令印」)を押印し決裁を得ていた。飯田市事務処理規則第9条では支出命令は校長に補助執行させることになっているため、命令印を適正に管理するとともに、実際の命令日に即して適時伝票処理をするよう指導されたい。	① 例年、年度当初に当市に初めて着任する事務職員等を対象に学校事務に関する研修会を開催するなど、適切な会計事務に努めているが、今回の事案は校長や事務職員の会計事務に関する理解不足が要因と認識している。については指摘事項の改善に向け、令和5年2月に開催される校長会、教頭会、学校事務職会にて指摘事項を確認共有するとともに、適切な会計事務に向けて指導する。また校長、教頭、事務職員の人事異動を踏まえ、年度当初の校長会、教頭会、学校事務職会においても同様に対応する。併せて、年度当初の事務職員を対象にした研修会においても、指摘事項に関して周知徹底し適切な会計事務に努める。 【学校教育課】

②指導事項

指導事項	措置状況
① 出先機関において職員の長期出張を原因とした支払い遅延が生じていたことを認めた。職員が長期に渡り不在となる場合は、職員の担当業務をよく確認し、応援体制や不在中の事務処理の引継ぎなどの処置を講じること。	① 今回指摘のあった施設について、係長が長期に不在となり、通常事務の停滞が最も懸念される場合は、次のように対応することとした。 1 最も業務上関係の深い廃棄物対策係において、正規職員及び環境美化指導員が交替で処分場の事務所に詰め、業務のバックアップを行う。 2 前記「1」の対応においては、事務所に届く書類のチェックも行い、会計書類等事務処理が必要となるものについては本庁に持ち帰り、必要な事務処理を行い、事務の停滞を招かないようにする。 上記「1」「2」について、令和4年12月15日(木)の環境課係長会において確認した。 【環境課】

指導事項	措置状況
<p>② 飯田市駐車場事業特別会計において、令和2年度に行った代執行に要した経費（飯田市達3飯危第232号）について、令和3年度に収入未済額であったため、本来は令和4年度当初に調定を起票し引き続き債権管理を行うべきところ、当該処理がされていないことを認めた。速やかに事務処理を行い、引き続き債権回収に努められたい。</p>	<p>② 令和2年度に行った代執行に要した経費等にかかる調定については、令和4年度分を令和4年11月14日に起票済み。</p> <p>今後、各年に収入が確認できなかった場合、翌年度4月に改めて請求を行うとともに、直ちに調定を起票し、適正な債権管理を行う。</p> <p>交通安全係の担当者の事務引継書へ本件に関する経過や事務手続きを追記し、後任の担当者が確実に事務手続きを行えるようにする。債権者の所在確認を引き続き行い、債権回収に努める。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p>
<p>③ 業務委託契約締結後、支出負担行為決議がされていない事案を認めた。ここ数年にわたり支出負担行為決議漏れについては再三の再発防止を求めているところである。事務フローと課（館内、事務局）内のチェック体制の検証、並びに職員への周知を含め、再発防止に努めるよう再度求める。</p>	<p>③ 業務委託等に係る支出負担行為等の会計事務の流れを毎年4月に課会等で確認する。</p> <p>令和2年度の定期監査での指導事項を受けて、借地や点検業務等で年間契約を締結する業務等のチェックリストを作成して進行管理を行うとしていたが、人事異動において後任への引継が不十分であったことを確認した。今後は、チェックリストの運用方法を課会等で共有したうえで、随時発生する業務等についてもチェックリストに追加し、担当者がチェックリストに基づき必要な事務手続きが完了しているか確認できるように改善し、事務引継書に記載して継続的に運用できるように改善する。また、係ごと毎月月末に所属別事業別歳出一覧を作成し、各係長が伺から支払いまでの事務処理の進捗状況を確認することで、事務処理の漏れを防ぐダブルチェック体制としていく。</p> <p style="text-align: right;">【生涯学習・スポーツ課】</p> <p>支出負担行為決議するものについては、担当者が繰越明許を含め業務委託契約について年度当初にリストを作成し、作成後予算書をもとに館長が確認することとする。確認後、担当者は、契約伺い作成日から支払（精算）日までの事務処理状況を入力し、経過を把握し、館長は、リストをもとに契約事務、支出負担行為決議、支払（精算）事務が適切に処理されているかを確認する。</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

指導事項	措置状況
	<p>また、財務会計システム「所属別事業別歳出一覧表」を定期的に館長及び係長がチェックし、進捗状況を管理する。今回の事案について、担当者が会計事務ハンドブックにより支出負担行為に関する事務処理の留意点を確認し、館内での情報共有を行った。</p> <p style="text-align: right;">【文化会館】</p> <p>当初予算が確定した段階で、業務委託契約が必要となる業務リストを担当職員が作成し、契約伺いから支出に至るまで処理状況が分かるよう進捗管理を行う。所属長と担当職員は毎月末にリストにより進捗状況のチェックを行い、支出負担行為決議漏れの発生を防止する。また、年度途中で業務委託契約の必要な業務が発生した場合は、担当職員がその都度リストに追加し、他の契約とあわせて進捗管理を行えるようにする。今後、支出負担行為決議漏れが発生しないよう、全職員に対してリストによる進捗管理の周知及び会計事務ハンドブックの要領に則った支出事務フローの徹底を図る。なお、今年度についても業務委託契約が必要となる業務リストを作成し進捗管理を行う。</p> <p style="text-align: right;">【農業委員会事務局】</p>
<p>④ 地区公民館が行った修繕工事において、同一館内の違う箇所を同日に同一業者が施工していたが、必要な帳票類をそれぞれに分けて徴取、支出処理を行っていた。同時期同種の工事を依頼するのであれば、まとめて見積徴取並びに支出するのが適切であるため、今後は合理的な単位で発注すること。</p>	<p>④ 修繕工事の施工内容が異なっていたため、別々に発注したが、同時期、同一業者である場合は、まとめて見積徴取及び支出処理することが合理的であるということを確認した。今後は、指導内容のとおり合理的な方法により発注する。</p> <p style="text-align: right;">【公民館】</p>
<p>⑤ コピーサービス、カード再発行手数料の収入に関する事務処理について、月末に行うべき調定の起票が遅延していたことを認めた。</p> <p>現金取扱マニュアルに基づき、適正な時期に適正な事務処理をされたい。</p>	<p>⑤ 現行の現金取扱マニュアルにおいて、月末に帳簿と現金との照合チェックをした後の事務処理（中央、県、上郷各館館長への報告確認、地域館から中央図書館への帳簿類と現金の提出、中央図書館における3館分のチェック、調定伝票起票、館長決裁）の実施時期が記載されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

指導事項	措置状況
	<p>今後は、毎月の月次処理に反映できるスケジュールで調定伝票の起票を行えるよう、ひと通りの事務処理に最低限どのくらいの期間が必要なのかを各館内で検討をし、各事務処理の期限を明記した現金取扱マニュアルの改訂案を管理係長が起案をして1月末までに決定し、2月1日より施行する。また、施行に併せ、各事務処理を期限までに実施できたかを確認するチェックシートを管理係長が作成し、進捗状況を3館で共有して業務進行管理を行う。</p> <p style="text-align: right;">【中央図書館】</p>

③検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>① 乗り合いタクシーについては、移動困難者や免許返納者等の移動手段となっているなど、福祉政策としての性格も強いため、引き続き関係部署との協議を進め利用促進を図るとともに、地域交通全般について所管する部署のあり方を含めながら検討されたい。</p>	<p>① 乗合タクシーの存在をより多くの市民に知っていただけるよう、引き続き周知に努めるとともに、公共交通利用への不安が解消できるよう、福祉担当部署や地域と連携した乗り方教室などの実施にも積極的に取り組み、こうした機会を捉えて、公共交通を取り込んだライフスタイルを提案していく。また、昨年度健康福祉部と連携して立ち上げた地域公共交通のあり方全般について総合的に検討する取り組みを継続し、移動困難者支援の課題整理とその体制整備の中で、まずは高齢の免許返納者対応の窓口一本化など、市民との接点となる分野から、地域交通全般を所管する部署のあり方について研究していく。</p> <p style="text-align: right;">【リニア推進課】</p>
<p>② 地域自治組織の担い手確保に課題があることを認めた。地域自治組織の事業や組織体制の見直しによる役員等の負担軽減について、まちづくり委員会連絡会やセンター長会等の場に出される事例も共有しながら、自治振興センターと連携し、地域の特性を考慮し、負担軽減について引き続き各地域の支援をされたい。</p>	<p>② 人口減少、高齢化が進み、役員の担い手不足が年々厳しさを増している現状を踏まえ、自治振興センター所長会では、まず、市からの依頼事項について、全体像を整理する。その上で、地域や生活にとって必要な事項については、事業の狙いや期待される効果、市民と行政との役割分担など、丁寧な説明をしていく。なお、各地区における事業の見直しについては、自治振興センターが積極的に関わっていく。</p> <p style="text-align: right;">【地域自治振興課】</p>

検討要望事項	措置状況
<p>③ 重層的支援体制整備事業の推進について、庁内連携や研修会の開催など精力的に活動していることを認めた。一方で県内初の取り組みということもあり、各所調整が難しい様子も窺えたため、何をいつまでにどうするという具体的なビジョンを描きつつ、活動の指標を明確にして、他部署とも連携して体制強化の仕組みづくりをされたい。</p>	<p>③ 第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画の期間内（令和6年度まで）に、福祉まるごと相談窓口の広報を積極的に行い、潜在的に問題を抱えている人からの声を拾いやすい環境を整えることで、新たなニーズの掘り起こしを行い、制度の狭間の問題が少しでも解消されるよう、施策の検討を行う。</p> <p>庁内外の関係機関との連携につきましては、制度の理解を深めてもらうための取組を引き続き行い、顔の見える関係づくりに更に取り組む。また、今後は、一部業務の委託も視野に入れつつ、効果的な連携の仕組みづくりについて検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>
<p>④ 民生児童委員の改選にあたり、負担軽減に向けた見直しをしようとしているが、現状ではその軽減策の具体的な内容が不明瞭である。</p> <p>民生児童委員の声や、他市の状況などを参考にし、また、飯田市社協などとも協議しながら、目標とする見直し期限を定めた取組みとされたい。</p>	<p>④ 金銭的な負担軽減策として、国や県への上部組織に対する負担金について、個人負担とならないよう検討中である。心身の負担軽減策として、民生児童委員を対象とした研修会を2月までに複数回開催し、必要な手引書を作成し配布する。業務の負担軽減策として、福祉台帳と高齢者台帳の在り方（タブレット化等）を検討し、2年後を目途に結論を出す。今後も継続的に民生児童委員からの声を聞き、PDCAを繰り返しながら、負担軽減に取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>
<p>⑤ 長寿支援課が管理する建物については、実際の利用実態に即した管理体制となるよう、過去の取得の経緯を踏まえて、他部署への移管も含めた今後の運営管理について検討されたい。</p>	<p>⑤ 監査結果を受け、各施設の状況について財産台帳を確認するとともに、関係部署に聞き取りを実施した。長寿支援課の所管に至った経緯については、建築当時の状況や当時の補助金をふまえて所管を設定してきたものと認識している。</p> <p>高齢者福祉施設については、令和6年度の予算編成を目途に、所管の整理に係る協議を進め、集会施設については、来年度中に利用状況及び管理状況の調査を行い、今後の管理方法の検討を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">【長寿支援課】</p>

検討要望事項	措置状況
<p>⑥ 各種学力検査・適正検査の公費負担のあり方、特別支援教育支援員の配置、ICT教育における事務処理負担といった学校現場が抱える様々な課題や要望について、学校側と課題を共有し、課題解決に向けた取組みをされたい。</p>	<p>⑥ 学校現場が抱える課題や要望については、これまでも校長会、教頭会、学校訪問などの機会を通じて確認共有に努めており、改善策を検討するとともに必要に応じて予算計上するなどの対応をしている。</p> <p>次年度の具体的な取組については、令和5年2月に開催される校長会や教頭会にて学校に周知する。学校現場が抱える様々な課題や要望に対応するため、引き続き学校との共有に努めるとともに、課題解決に向けた取組を継続する。</p> <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>
<p>⑦ 秀水美人画美術館については、設立目的を踏まえ観覧者数の増加に向けた取組みを行うとともに、施設の今後の活用について維持管理コストや利用実態等を勘案し、美術博物館と協議をして検討されたい。</p>	<p>⑦ 秀水美人画美術館（以下「秀水美術館」）は開館から30年が経過し、改めて、市民等の認知度向上、来館の動機付けが必要と考えている。については、秀水美術館を再認識していただく情報発信、来館のきっかけ作りを美術博物館と共に取り組んでいく。令和4年度末までに、市公式Webサイトへ施設・作品等を紹介するページを作成し、5年度からSNS、QRコードと連携した情報発信に取り組む。令和5年度は、秀水美術館の案内チラシを作成し、秀水氏の出身地（上郷地区）を中心とした回覧、社会教育団体、来訪者の立寄公共施設等へ配布するとともに、美術博物館や秀水美術館等を回遊する仕組みを研究して実施する。施設の今後の活用は、飯田市公共施設マネジメントの中で検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【文化財保護活用課】</p>
<p>⑧ 書籍の寄贈については、目的や寄贈先の決定方法などのルールと必要冊数を明確にされたい。また、発行部数については前記に加え市民のニーズに見合った販売できる冊数とし、市の財産としての適正な管理をされたい。</p>	<p>⑧ 書籍寄贈については、目的と書籍の内容や専門性に応じて寄贈先を精査し明確化する。発行部数については、ここ数年来検討を行い、在庫を残さないようにしてきたが、寄贈先の精査と並行して市民ニーズに見合った販売数を算定し、更なる適正発行部数にするよう努める。この寄贈先の明確化と発行部数の適正化は総務係を中心として令和4年度中に行い、令和5年度発行分の書籍から運用する。</p> <p style="text-align: right;">【歴史研究所】</p>

検討要望事項	措置状況
	<p>書籍の寄贈は、主に博物館活動の一つである他の美術館、博物館等との情報交換と地元の学校、図書館への配置を目的に行っている。他の美術館、博物館等から当館にも書籍の寄贈を受けており、館蔵図書の実と館蔵品に関わる調査研究、さらには公開展示事業における作品や資料の相互貸借等にもつながっている。今回の講評を受け、目的及び書籍の内容や専門性に応じて寄贈先の見直しを行い、併せて市の財産として適正な管理ができるよう、学芸係を中心に展示会の観覧者数や市民ニーズに見合った販売冊数を反映した発行部数の決定に関するルールを本年度中に作成し、令和5年度以降このルールを活用する。</p> <p style="text-align: right;">【美術博物館】</p>
<p>⑨ 飯田市新文化会館整備検討委員会を中心に検討が進められている新文化会館の建設は多くの市民が注目する事業であるため、候補地の選定に関して、市とコンサルティング業者でどのようなやりとりがなされたのかについて、透明性を確保されたい。</p>	<p>⑨ 新文化会館整備事業に関する調査業務委託では、基礎的条件の整理、適地選定の基本的な考え方の整理、適地候補エリアの現状整理・調査・評価、問題点の抽出及び課題の整理等を行う。</p> <p>評価については「まちづくり」、「実現性」、「利便性」、「環境性」、「安全性」の5つを評価区分に設定している。なお、建設候補地に関しては、整備検討委員会とは切り離して市の責任において決定することとしているが、調査業務委託の報告書のみで候補地が決定できるものではなく、委託の成果を検討材料として庁内での手続きを経て、議会や整備検討委員会で報告を行う予定である。</p> <p>検討状況に関しては、市のウェブサイトにて整備検討委員会の会議録や市民ワークショップの記録を公開し、定期的にニュースレターを発行し広く周知しているが、多くの市民が注目する事業であるため、引き続き透明性を確保しながら事業を進める。</p> <p style="text-align: right;">【文化会館】</p>